分」と読み替えるものとする。

X　当該市町村がWに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、当該率が 0.00467 に満たないときは 0.00467 とする。

Y　算式の符号中Uに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Z　算式の符号中Xに同じ。この場合において、同符号中「W」とあるのは「Y」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」と読み替えるものとする。

β　財政力要件の判定に用いた財政力指数が 0.64 未満の市町村にあつては 1 、 0.64 以上 0.79 未満の市町村にあつては 2/3 、 0.79 以上 0.93 未満の市町村にあつては 1/3 。ただし、平成 30 年地域再生省令改正省令の施行の日前に新設され、又は増設された設備に係る不均一課税については、財政力要件の判定に用いた財政力指数が 0.63 未満の市町村にあつては 1 、 0.63 以上 0.77 未満の市町村にあつては 2/3 、 0.77 以上 0.90 未満の市町村にあつては 1/3 とする。

γ　財政力要件の判定に用いた財政力指数が 0.63 未満の市町村にあつては 1 、 0.63 以上 0.74 未満の市町村にあつては 1/2

［二　略］

（控除額算定の年度区分）

第四十四条　課税免除等の特例規定及び法第十四条の二の規定によつて翌年度の基準財政収入額となるべき額から減収額に係る額を控除する場合における総務省令で定める日は、当該年度の六月一日とする。

第五章　合併市町村の特例

（新市町村に係る基準財政需要額の算定に関する特例）

第四十七条　［略］

2　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=15}^{19}(B_n \times C_n) \times 0.15}{A \times 1{,}830\text{円}}$$

算式の符号

A　新市町村の人口

B_n　合併市町村まちづくり推進事業の事業費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地域総合整備事業債の許可額

$C_{15} = 0.084$

$C_{16} = 0.086$

$C_{17} = 0.088$

$C_{18} = 0.089$

$C_{19} = 0.090$

「0.00467」とあるのは「0.00933」と読み替えるものとする。

β　第 42 条第 1 号（一）算式の符号αと同じ。この場合において、同符号中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「0.47 未満」とあるのは「0.63 未満」と、「0.47 以上 0.63 未満」とあるのは「0.63 以上 0.77 未満」と、「0.63 以上 0.78 未満」とあるのは「0.77 以上 0.90 未満」とそれぞれ読み替えるものとする。

γ　第 42 条第 1 号（一）算式の符号αと同じ。この場合において、同符号中「当該都道府県」とあるのは「当該市町村」と、「0.47 未満の都道府県にあつては 1 、 0.47 以上 0.63 未満の都道府県にあつては 2/3 、 0.63 以上 0.78 未満の都道府県にあつては 1/3」とあるのは「0.63 未満の市町村にあつては 1 、 0.63 以上 0.74 未満の市町村にあつては 1/2」とそれぞれ読み替えるものとする。

［二　同上］

（控除額算定の年度区分）

第四十四条　課税免除等の特例規定及び法第十四条の二の規定によつて翌年度の基準財政収入額となるべき額から減収額に係る額を控除する場合における総務省令で定める日は、当該年度の五月一日とする。

第五章　合併市町村の特例

（新市町村に係る基準財政需要額の算定に関する特例）

第四十七条　［同上］

2　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=14}^{19}(B_n \times C_n) \times 0.15}{A \times 1{,}820\text{円}}$$

算式の符号

A　新市町村の人口

B_n　合併市町村まちづくり推進事業の事業費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地域総合整備事業債の許可額

$C_{14} = 0.084$

$C_{15} = 0.086$

$C_{16} = 0.087$

$C_{17} = 0.090$

$C_{18} = 0.090$

$C_{19} = 0.092$